

第5章 租税制度とその効果

unit 17

- Check 1** ×： 中立とは人々の選択に影響を及ぼさないということ。単純な公平や平等と混同しないように。
- Check 2** ○： 同じ 10 万円の租税回避行為があった場合に、税率が 10%の低額所得者は $10 \text{万円} \times 10\% = 1 \text{万円}$ で節税効果は 1 万円であるが、税率が 30%の高額所得者では、 $10 \text{万円} \times 30\% = 3 \text{万円}$ で節税効果は大きくなるため、租税回避行為の誘因は高くなる。
- Check 3** ×： 走行距離に基づく課税は、直接的で簡素に思えるが、全ての自動車の走行距離を毎年計測することは非常に煩雑であり、徴税・納税コストの面から簡素な税とは言いがたい。
- Check 4** ×： 例え直接税である法人税であっても、その税負担は、その法人の製品価格や賃金、株主への配当などに転嫁されている可能性があり、必ずしも負担者を確定できない。

unit 18

- Check 1** ×： ラムゼイのルールは効率性の見地から、一般に価格弾力性の大きな財（贅沢品）には低い税率、価格弾力性の小さい財（生活必需品）には高い税率を適用することを主張する。
- Check 2** ×： 一般消費課税には代替効果がないが、労働所得課税には余暇と労働の選択に関して歪みをもたらす。
- Check 3** ○： 所得税額を T とするとき、 $Y - T = C_1 + S$ であるから、
 $S = Y - C_1 - T$ で、 T が大きければ、 S は減少するため、資本蓄積には消費課税よりもマイナスの影響をもたらす。
- Check 4** ○： 次頁の表を参照。

	所得に対する課税	消費に対する課税
直接税	所得税	消費税
間接税	支出税	

Check5 後日公開いたします。

unit 19

Check1

- ① 所得ではないので課税対象とならない： 10万円の現金（資産）の増加があるが、10万円を貸した時点で資産が減少し、10万円を返してもらった時点で元に戻ったので、「資産の純増」がないため。
（もし、元本の10万円のほかに利子を受け取ったらその分は利子所得として所得税の課税対象となる。）
- ② 課税対象とならない： 50万円の振り込みは子どもにとって資産の純増であるが、家族間で渡す生活費又は教育費で通常必要と認められるものに関しては現行税制では所得税、贈与税ともに課税対象とみなされていない。（なお、目的を問わず年間110万円までの贈与は課税されない。）
- ③ 課税対象とならない： 地価が増加したことは「資産の純増」であるが、現行税制ではその資産を売却して実現した利益のみに課税されるため所得税の課税はない。（ただし、固定資産税は地価に基づいて課税されるので、地価が上がり固定資産税評価額が上がれば、支払う固定資産税は増加する。）
- ④ 課税対象とならない： 資産が現金から不動産に変わっただけで、「資産の純増」がないため所得税は課税されない。

Check2

- ア) 所得効果： $E_0 \rightarrow A$ の変化は、予算線 MG は同じ傾きの予算線 JK へ縮小したのと同じ変化なので、所得の減少と同じ効果である。
- イ) 代替効果： $A \rightarrow E_1$ の変化は、同じ無差別曲線 I_1 の上を消費と余

暇の組み合わせを代替して動いているため（課税により実質賃金率が下落し、労働のメリットが低下したため、労働に代わって余暇の方が選択された）。

ウ) 代替。（解説は以下のエ）参照。）

エ) 減少：図より課税前の最初の均衡点 E_0 での余暇は l_0 、課税後の均衡点 E_1 での余暇は l_1 である。このとき $l_0 < l_1$ であり、余暇が増えているので、労働時間 $h = \text{利用可能時間 } T - \text{余暇時間 } l$ の考え方より、労働時間 h は減少することになる。所得効果は余暇を（消費も）減らし、代替効果は余暇だけを増やすので、ここでは代替効果の方が大きかったことになる。

オ) BE_1 ：同じだけの余暇 l_1 を選択した場合に、課税前では B 点に対応する消費ができていたが、課税後は E_1 点に対応する消費できない。この高さの減少分が税負担である。

カ) E_1F ：縦軸 X に対応する線分は C となる。このとき、同じ無差別曲線 I_1 上で、 A 点ならば $DA = X = BF$ の税収が可能であるのに、 E_1 点ではそれよりも短い $BE_1 < BF$ の税収しか取れない。この税収の遺漏分が超過負担といえる（あるいは、 F 点を通る無差別曲線ならば、 $DA = X = BF$ の税収が可能であるが、それは I_1 よりももっと効用の低い（＝超過負担のある）無差別曲線になってしまう）。

unit 20

Check 1 ×：法人擬制説では個人所得で課税がなされるため、社内留保は将来の配当を増やすので、現在の株価の上昇を招き、個人資産の純増として所得課税の対象となる。（現実には未実現の利益には制度上課税されない。配当がなくとも株式売却時点で値上がり分が株式売却益として課税される。）

Check 2 ×：法人税は税率の累進がないが、個人は所得に応じて所得税が超過累進課税となっているので、所得が一定以上であると個人形態の方が、課税が重くなる。

Check 3 ○： $MC = MR$ で投資が決定されるが、コストが完全に控除できないときは、 $MC > MR$ となり、投資が小さくなる（242～243 頁参照）。

unit 21

Check 1 以下の表を参照。

	A.課税なし	B.未実現でも 課税	C.実現時に 課税
初年度	100	100	100
1年後	200	200	200
課税後	200	$100 + (100 - 10) = 190$	200
2年後	400	380	400
課税後	400	$190 + (190 - 19) = 368$	$100 + (300 - 30) = 370$

実現時にはじめて課税される C. が有利となっている。

Check 2 親は子どもの世代の経済状況を重視して遺産を決めているの

で、相続税増税によって子どもの受け取り分が減少するとそれを補うべく、親は自分の消費を減らして税引き前のももとの遺産総額を増やす。たとえ法律上の納税義務者が子どもであっても、この場合には相続税増税の負担は親世代に及ぶ。

Check 3 免れ得ない： この個人が B 市の住民になって転出するため

には、B 市に土地を購入する必要がある、そのためには A 市の土地を売却する必要がある。A 市でこの個人から土地を購入する者は 3 年後の市債償還時の増税がわかっているの、転出しようとする個人はその分だけ土地が安くしか売却できず、間接的に負担を負う（車検の負担が近い中古車が安くなるのと同じ）。

Check 4 免れ得ない： B 市に単純に転出しても、A 市に土地を所有

している限り、固定資産税の負担をしなければならない。したがって、3 年後の増税時点で、固定資産税で当初減税分の負担を負う。

Check 5 免れる： 土地を所有しないので、土地にまつわるすべての

負担とかかわりがなくなる。しかし、この個人は当初の固定資産税の減税時点でも、そもそも土地を所有していないので減税の恩恵がない。したがって、得も損もない。